様式第14号（第10条関係）

第　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

丸亀市長

丸亀市農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付確定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった　　年度丸亀市農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の額について確定したので、丸亀市農山漁村活性化プロジェクト支援交付金要綱第10条の規定により、次のとおり通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　交付年度 | 年度 |
| ２　事業名 |  |
| ３　交付金の交付確定額 | 円 |
| ４　交付条件 | (１)　この交付金に係る文書について、丸亀市情報公開条例(平成17年条例第21号)の規定に基づく文書の開示請求又は個人情報の開示の申出等があった場合は、当該条例の趣旨に添った対応をすること。  (２)　この交付金は、丸亀市農山漁村活性化プロジェクト支援交付金要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。  (３)　市長が必要であると認めるときは、職員に書類等の検査をさせ、又は交付金対象事業の執行状況について実地検査をします。  (４)　この交付金に係る文書については、法令に定めのあるものはその期間、その他のものは事業が完了した日の属する年度の終了後５年間保存すること。  (５)　市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。  (６)　丸亀市農山漁村活性化プロジェクト支援交付金要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、交付金の返還を求めます。  (７)　概算請求による前払いをした場合は、速やかに精算しなければならない。 |